

令和3年10月28日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第50回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を書面開催し、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1. 県内及び全国の感染状況を踏まえた県の対応について
 - ・県の対応について、別添「島根県の対応」のとおり決定
 - ・要請の期間は、10月29日から当面の間

(参考)

令和3年10月14日本部決定の「島根県の対応」からの主な変更点

(1) 飲食店等の利用について、

- ①「県外の方との飲食」は、県内でも県外でも控える等の要請を終了
- ②飲食の際の人数上限を12人以下から16人以下に変更
- ③一つのテーブルを6人以内で利用し、テーブル間の移動をしない場合は、16人を超えても差し支えない旨を追記

※参考として会議資料も添付しています

島根県の対応

島根県対策本部決定

県内や全国の感染状況と基本的対処方針を踏まえ、県民に対し、以下のとおり要請する。

要請の期間は、令和3年10月29日から当面の間とする。

1. 都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。

ただし、やむを得ない仕事（通勤を含む）や、通学、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控える必要はないこと。

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」

(4) 「手洗いなどの手指衛生」

(5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むこと。

3. ワクチン接種後も、マスク着用や手洗いなど、感染防止対策を徹底すること。

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 飲食店等の利用について、各店舗において感染拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、

(1) 飲食の際の人数を、16人以下とすること。

ただし、一つのテーブルを6人以内で利用し、テーブル間の移動をしない場合は、16人を超えても差し支えない。

- (2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で3時間を限度とすること。
- (3) 「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること。
5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと。
6. 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること。
7. イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」によること。
8. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。
9. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。
10. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS での誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が

発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

島根県の対応（令和２年１１月２０日島根県対策本部決定）

【１２月以降のイベント等開催制限について】

- (1)感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント等開催を日常化していく。
- (2)イベント等の人数上限及び収容率要件については、当面の間、原則として現在の取扱いを維持することとする。
- (3)その上で、令和２年１１月１２日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年２月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に基づき、収容率要件について、１２月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を１００％以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を５０％以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に１００％以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、５０％以内とする。
- (4)屋内施設で、大規模なイベント等（参加者１,０００人超又は全国的な人の移動を伴うもの）の主催者等は、県に事前相談を行うものとする。

時期		大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの
１２月１日から 当面の間	イベント等の類型	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統 芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注２）	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント、公営競技、公演 ・ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
	人数上限（注１）	５,０００人または収容定員の５０％のいずれか大きい方	
	収容率	１００％以内 （席がない場合は適切な間隔）	５０％以内 （席がない場合は十分な間隔）

（注１）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

（注２）これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

第 50 回島根県対策本部会議

日時:令和 3 年 1 0 月 2 8 日 (木)
(書面開催)

1. 県内及び全国の感染状況を踏まえた県の対応について

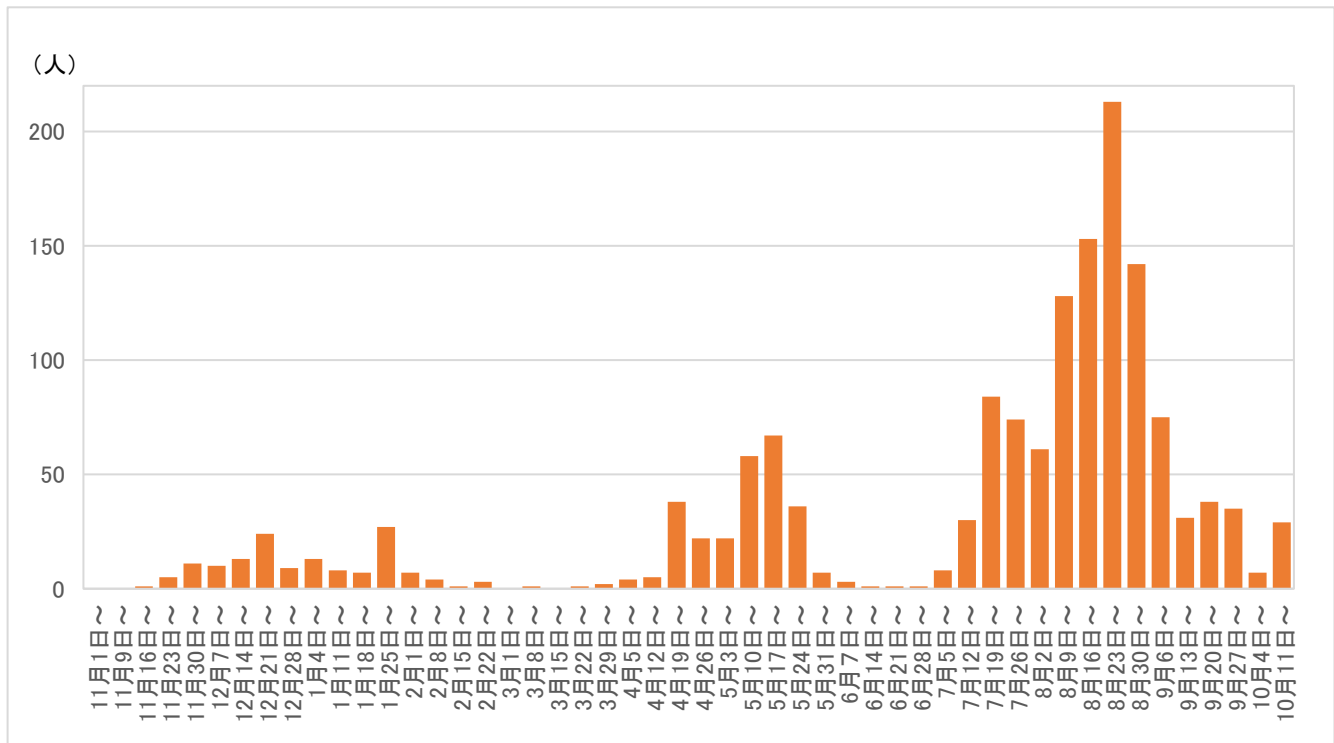
新型コロナウイルス感染症の状況について

昨年 4 月に県内で初めて感染者が確認されてから10月26日までに、計1,682人の感染が確認されました。
このうち、10月は26日までに64人の感染が確認されています。

1. 10月の陽性患者の発生状況（10月26日まで）

陽性判明日	陽 性	居住地別内訳
10月1日	3 人	出雲市 3 人
10月2日	3 人	松江市 3 人
10月3日	1 人	出雲市 1 人
10月5日	7 人	松江市 2 人、出雲市 5 人
10月11日	1 人	益田市 1 人
10月13日	4 人	益田市 3 人、安来市 1 人
10月14日	1 人	浜田市 1 人
10月15日	6 人	浜田市 5 人、益田市 1 人
10月16日	17 人	浜田市16人、益田市 1 人
10月18日	2 人	浜田市 1 人、益田市 1 人
10月19日	8 人	浜田市 3 人、益田市 1 人、県外 4 人
10月22日	3 人	浜田市 2 人、吉賀町 1 人
10月26日	8 人	浜田市 7 人、出雲市 1 人
64 人		

2. 令和 2 年 1 1 月以降の陽性患者の発生状況（10月26日まで）

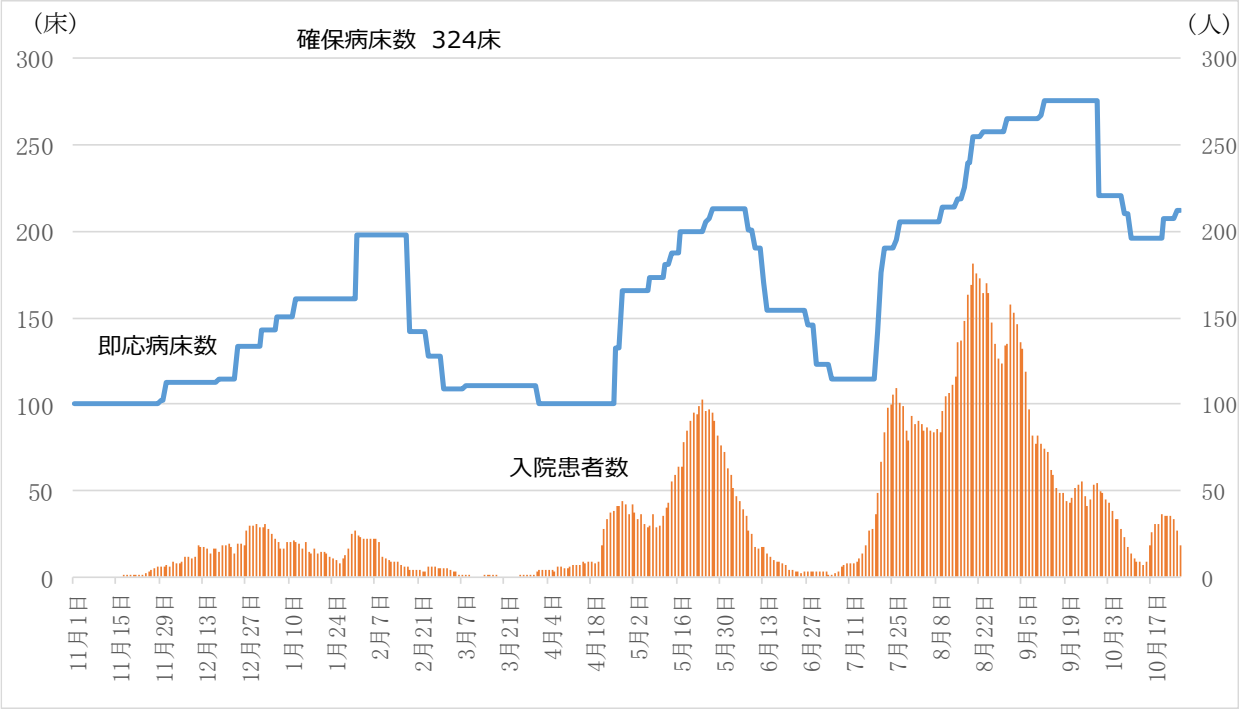


※上記日付は週単位（月曜日～日曜日）の集計

3. 病床確保状況及び使用率（10月26日時点）

確保病床数 (A)	即応病床	入院患者数 (C)	病床利用率	
			確保病床	即応病床
324床	212床	18人	5.6%	8.5%

(令和2年11月以降の日別状況)



- ・入院調整済（入院予定者） 1人
- ・入院調整中 5人

4. 軽症者等の療養（10月26日時点）

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設133室を確保

- ・しまね宿泊療養施設（松江市・80室）
- ・島根県立青少年の家「サン・レイク」（出雲市・33室）
- ・島根県立少年自然の家（江津市・20室）

宿泊療養者数 0人

自宅療養者数 0人

令和3年10月27日10:00時点

都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	都道府県	人口数		新規感染者数		参考 10月4日～10月10日	増減
		人口数（千人）	10万人換算	10月18日～10月24日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり （人）	人口10万人あたり （人）	
1	沖縄	1,453	14.53	119	8.19	10.39	-2.20
2	佐賀	815	8.15	36	4.42	3.68	↑ 0.74
3	大阪	8,809	88.09	362	4.11	11.82	-7.71
4	兵庫	5,466	54.66	170	3.11	7.76	-4.65
5	高知	698	6.98	21	3.01	1.29	↑ 1.72
6	岐阜	1,987	19.87	54	2.72	7.35	-4.63
7	滋賀	1,414	14.14	35	2.48	3.04	-0.57
8	広島	2,804	28.04	68	2.43	4.64	-2.21
9	群馬	1,942	19.42	44	2.27	2.73	-0.46
10	愛媛	1,339	13.39	30	2.24	5.00	-2.76
11	愛知	7,552	75.52	154	2.04	4.93	-2.89
12	京都	2,583	25.83	51	1.97	6.04	-4.07
13	島根	674	6.74	13	1.93	1.19	↑ 0.74
14	奈良	1,330	13.30	25	1.88	5.34	-3.46
15	石川	1,138	11.38	21	1.85	1.41	↑ 0.44
16	山口	1,358	13.58	23	1.69	3.09	-1.40
17	熊本	1,748	17.48	29	1.66	2.23	-0.57
18	岡山	1,890	18.90	31	1.64	3.23	-1.59
19	北海道	5,250	52.50	86	1.64	2.23	-0.59
20	長崎	1,327	13.27	21	1.58	3.17	-1.58
21	東京	13,921	139.21	219	1.57	5.77	-4.20
22	神奈川	9,198	91.98	131	1.42	5.58	-4.15
23	青森	1,246	12.46	17	1.36	4.65	-3.29
24	埼玉	7,350	73.50	95	1.29	4.67	-3.37
25	福岡	5,104	51.04	64	1.25	2.80	-1.55
26	三重	1,781	17.81	21	1.18	3.93	-2.75
27	千葉	6,259	62.59	70	1.12	4.51	-3.39
28	山形	1,078	10.78	12	1.11	0.37	↑ 0.74
29	長野	2,049	20.49	22	1.07	2.20	-1.12
30	栃木	1,934	19.34	19	0.98	4.71	-3.72
31	茨城	2,860	28.60	28	0.98	4.06	-3.08
32	山梨	811	8.11	6	0.74	2.59	-1.85
33	富山	1,044	10.44	7	0.67	3.16	-2.49
34	福井	768	7.68	5	0.65	2.73	-2.08
35	静岡	3,644	36.44	23	0.63	1.37	-0.74
36	香川	956	9.56	6	0.63	0.63	0.00
37	鳥取	556	5.56	3	0.54	1.80	-1.26
38	大分	1,135	11.35	6	0.53	4.85	-4.32
39	秋田	966	9.66	5	0.52	1.35	-0.83
40	和歌山	925	9.25	4	0.43	2.49	-2.05
41	新潟	2,223	22.23	8	0.36	2.74	-2.38
42	福島	1,846	18.46	4	0.22	0.76	-0.54
43	徳島	728	7.28	1	0.14	1.92	-1.79
44	宮崎	1,073	10.73	1	0.09	1.12	-1.03
45	宮城	2,306	23.06	2	0.09	0.91	-0.82
46	鹿児島	1,602	16.02	1	0.06	1.06	-1.00
47	岩手	1,227	12.27	0	0.00	0.33	-0.33

【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性比―総人口、日本人人口（2019年10月1日現在）

感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（10月25日）

資料 3

令和 3 年 10 月 27 日時点
(10 月 20 日～10 月 26 日)

令和 3 年 4 月 15 日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」 比較一覧

指標		医療提供体制の負荷				感染の状況			監視体制（参考）
		①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR 陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合	直近 1 週間と 先週 1 週間比較	
		入院医療 注1	重症者用病床						
国指標	ステージⅢ	確保病床の使用率 <u>20%以上</u>	入院率 <u>40%以下</u>	確保病床の使用率 <u>20%以上</u>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>20 人以上</u>	<u>5%以上</u>	<u>15 人</u> / 10 万人/週以上	<u>50%以上</u>	-
	ステージⅣ	確保病床の使用率 <u>50%以上</u>	入院率 <u>25%以下</u>	確保病床の使用率 <u>50%以上</u>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>30 人以上</u>	<u>10%以上</u>	<u>25 人</u> / 10 万人/週以上	<u>50%以上</u>	-
県の状況 【10/27 10:00 時点】		・ 確保病床の使用率 <u>5.6%</u> ・ 入院率 <u>100%</u> ・ 最大確保病床数 324 床 ・ 使用状況 18 床	・ 確保病床の使用率 <u>4.0%</u> ・ 最大確保病床数 25 床 ・ 使用状況 1 床	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>2.70 人</u> 全療養者 18 人 (入院者 18 人) (宿泊療養者 0 人) (自宅療養者 0 人)	<u>3.0%</u> 注2 10/11～10/17 29 件/962 件	<u>1.65 人</u> /10 万人/週 10/20～10/26 11 人	<u>18.2%</u> 10/20～10/26 2 人/11 人	<u>0.29</u> 【10/13～10/19】 38 人 【10/20～10/26】 11 人	

注 1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口 10 万人あたり 10 人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（6 指標）」より引用。

注 2 県の PCR 陽性率は、PCR 検査・抗原検査等の総数を使用。

(参考)

- ・ステージⅠ 医療提供体制に特段の支障がない段階
- ・ステージⅡ 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階
- ・ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
- ・ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階